

## 千葉市国民健康保険特別療養費の支給等に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条の3及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。）第27条の5の2の規定による特別療養費の支給及び資格確認書の返還請求（以下「返還請求」という。）並びに法施行規則第27条の5の2第4項の規定により交付する資格確認書（以下「資格確認書（特別療養）」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (特別療養費の支給に係る事前通知)

第2条 区長は、法第54条の3の規定により、保険料の納期限から1年を経過するまでの間に当該保険料を納付しない世帯主に対して特別療養費の支給及び返還請求を行うものとし、特別療養費の支給に係る事前通知書（様式第1号）により通知するものとする。

2 前項による返還請求は、資格確認書（法施行規則第6条第2項（法施行規則第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により交付されたものに限る。以下同じ。）の交付を受けている被保険者にのみ行うものとする。

### (特別療養費の支給の対象除外)

第3条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別療養費の支給を行わないものとする。

(1) 次のいずれかに該当することが法施行規則第27条の5の4の届出等により確認できたとき。

- ア 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- イ 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- ウ 世帯主がその事業を廃止、又は休止したこと。
- エ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- オ アからエまでに類する事由があったこと。

(2) 公費負担医療を受給していることが、法施行規則第27条の5の5の届出等により確認できたとき。

(3) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

(4) 次のいずれかの本市単独医療費助成を受給していることが確認できたとき。

- ア ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年3月31日条例第12号）第3条第1項に該当する者
- イ 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年4月1日条例第29号）第3条第1項に該当する者
- ウ 千葉市ぜんそく等小児指定疾患医療費助成事業実施要綱第2条第1項に該当する

者

エ 精神障害者入院医療費助成要綱第2条第1項に該当する者

(5) 納付相談等において保険料の納付意思が確認できたとき。

- 2 前項第1号により対象除外となる期間は、届出等のあった日から概ね6か月とする。
- 3 第1項第2号、第3号又は第4号に該当する被保険者が世帯に属する場合には、当該被保険者のみ特別療養費の支給の対象から除くものとする。

(弁明)

第4条 区長は、第2条による特別療養費の支給及び返還請求を行う場合には、事前に特別療養費の支給となることを警告する旨、行政手続法（平成5年法律第88号）第29条及び第30条第1項第3号の規定により弁明の機会を付与する旨並びに弁明書の提出期限等を記載した特別療養費の支給に係る警告通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた世帯主は、弁明を書面又は口頭により行うものとする。ただし、弁明書は任意の様式によるものとし、口頭による弁明の場合に職員が作成する調書も、また同様とする。
- 3 区長は、弁明の内容が前条第1項第1号に該当すると認められない場合又は、弁明書の提出期限までに弁明がない場合には、特別療養費の支給及び返還請求を行うものとする。

(資格確認書（特別療養）の交付)

第5条 区長は、第2条の通知を受けた世帯主が資格確認書を返還した場合には、法施行規則第27条の5の2第4項の規定により、当該世帯主に対して資格確認書（特別療養）を交付するものとする。

- 2 条例施行規則で定める資格確認書の期日が過ぎた場合には、法施行規則第27条の5の2第3項の規定により資格確認書の返還があったものとみなし、資格確認書を更新せず、当該世帯主に対して資格確認書（特別療養）を交付するものとする。

(資格確認書（特別療養）の交付の方法等について)

第6条 資格確認書（特別療養）の交付の方法等については、資格確認書の交付の方法等に準ずるものとする。

(資格確認書（特別療養）の更新)

第7条 資格確認書（特別療養）の有効期限は条例施行規則第19条の規定を準用するものとする。

- 2 区長は、資格確認書（特別療養）に記載された有効期限までに、世帯主について第3条に該当することを確認できない場合には、資格確認書（特別療養）を更新するものとする。

(特別療養費の支給に係る資格情報通知書の交付)

第8条 区長は、第2条による特別療養費の支給を行う世帯において、法第36条第3項に規定する電子資格確認を受けることができる状況にある被保険者については、第5条による資格確認書(特別療養)の交付を行わずに、資格情報通知書による通知を行うものとする。このとき、当該資格情報通知書には、法施行規則第7条の3第1項に規定される事項に加えて、特別療養費の支給対象である旨を記載するものとする。

(特別療養費の支給の取消し)

第9条 区長は、第2条の通知を受けた世帯主について、次の各号のいずれかに該当することが確認できた場合、特別療養費の支給を取消すものとする。

- (1) 滞納している保険料を完納したとき。
- (2) 滞納している保険料の一部を納付し、その額が著しく減少したとき。
- (3) 第3条に該当することが確認できたとき。

2 特別療養費の支給の取消しは、特別療養費の支給取消通知書(様式第3号)又はこれに準ずるものを交付することにより行うものとする。

3 前項の通知を受けた世帯主は、すみやかに資格確認書(特別療養)を返還しなければならない。

4 区長は、前項により資格確認書(特別療養)を返還した世帯主に対して、すみやかに資格確認書を交付するものとする。

5 区長は、第2項による通知を受けた世帯において、第8条による資格情報通知書による通知を受けている被保険者に対して、特別療養費の支給対象である旨の記載がない資格情報通知書により通知を行うものとする。

6 第2条による返還請求の通知を受け、かつ資格確認書を返還していない場合においては、第2項による通知をもって返還請求を取消すものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、特別療養費の支給等の実施に関し必要な事項は、その都度区長が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年12月2日から施行する。